

自治会規約（案）

（名 称）

第1条 本自治会は、_____自治会（以下「本会」という。）と称する。

既存の自治会と名称が重複する等の可能性がありますので、事前にご確認下さい

（目 的）

第2条 本会は、生活環境の改善，地域の防犯・防災，会員の福祉の向上，文化の向上のほか会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（区 域）

第3条 本会の区域は八千代市△△町〇〇番地□□から〇番地□までとする。

「別紙区域図の通りとする」でもOKです。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、_____におく。

住所を指定しないで「会長宅」とする自治会が多いです。

（会 員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に居住する世帯とする。

（入 会）

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退 会）

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合

（賛助会員）

第8条 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員の入退会については、第6条、第7条第1号及び同第2号を準用するものとする。

（役 員）

第9条 本会に役員として会長1名、副会長____名、会計____名、及び監事____名をおく。

基本的には1名ずつですが、規模によっては複数名の場合もあります。

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第11条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 会計は、本会の会計出納の任にあたる。
4 監事は、本会の会計および資産の状況又は業務執行について監査にあたる。
(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会(定期・臨時)及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は会員により構成し、定期総会は毎年度決算終了後〇箇月以内に開催するものとする。又、会長が必要と認めたとき及び会員の___分の___以上の請求があったときには臨時総会を開催する。

- 2 総会の成立は、会員の過半数(委任状を含む)の出席がなければならない。
3 総会の議決は、出席者の過半数によるものとし賛否同数のときは議長の決するところによる。
4 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

何世帯以上の請求が必要なのかを決めてから逆算すると考えやすくなります。特に制限は有りません。

- (1) 規約の変更
(2) 事業計画・予算及び事業報告・決算
(3) 役員選任
(4) その他本会の運営にかかる重要事項

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、会長が必要に応じてこれを招集する。

- 2 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会権能)

第16条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

平均1班10世帯です。

(班の設置)

第17条 地区運営の円滑化を図るため、原則として___世帯の範囲内で班を編成し各班に班長をおく。

(会計)

会費の額については、市HPに市内全自治会対象の調査結果が載っていますので、参考にして下さい。

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他収入をもってあてる。

- 2 本会の会費は、月額___円とする。
3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、___年___月___日より施行する

通常、総会にて決議した日になります。